

栗東市自殺対策計画（仮）

骨子案

平成 30（2018）年 8 月

栗 東 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
第2章 栗東市における自殺の現状.....	4
1. 統計からみる栗東市の現状.....	4
第3章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 栗東市の自殺対策が目指す姿（基本理念）.....	7
2. 計画の数値目標.....	8
2. 計画の基本施策.....	9
3. 計画の重点施策.....	11
第4章 計画の推進体制.....	13
資料編.....	14

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は平成 10（1998）年以降 3 万人を超え、平成 16（2004）年には 34,427 人とピークを迎えるなど、高い水準で推移してきました。平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が進められたことにより、平成 23（2011）年以降は、わずかですが減少傾向となっています。しかし、依然として自殺者数は毎年 2 万人を超える水準となっており、特に 20 歳代、30 歳代の若年層における死因の第一位は自殺となっており、非常事態はいまだ続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺の過程とは、さまざまな悩みが原因で追い詰められた結果、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまうものと考えられます。家族や社会とのつながりの希薄化や、自己肯定感の低下、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から追い込まれるものです。そのため、自殺は「個人の自由な意思や選択」の結果ではなく、追い込まれた末に生じる「誰にでも起こりうる危機」だといえます。そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として全市的に実施していく必要があります。

こうした中、平成 28（2016）年 4 月には自殺対策をさらに強化するため、自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。本市においても、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす生きることの包括的な支援を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「栗東市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

自殺対策に関する国の動向

年	主な動き
平成 18 年	「自殺対策基本法」の施行（10 月）
平成 19 年	「自殺総合対策大綱」（6 月） ・自殺対策の基本的な認識が示される ■自殺は追い込まれた末の死である ■自殺は防ぐことができる ■自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している。
平成 20 年	「自殺総合対策大綱」の一部改正（10 月） ・うつ病以外の精神疾患等（統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等）によるハイリスク者対策の推進 ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ・市町村における自殺対策担当部局の設置の働きかけ
平成 22 年	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）（2 月） ・3 月を「自殺対策強化月間」と定め、心の健康相談等の関連施策の集中的な実施 ・ゲートキーパーの育成・拡充 ・自殺統計データの地域ごとの分析・公表
平成 24 年	「自殺総合対策大綱」の見直し（8 月） ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」という目指すべき社会を提示 ・地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換 ・自殺に関する正しい知識の普及、ゲートキーパーの養成の促進、大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進、生活困窮者への支援の充実
平成 28 年	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」の施行（4 月） ・自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に追加 ・自殺予防週間（9 月 10 日から 9 月 16 日まで）においては、啓発活動を広く展開するとともに、自殺対策強化月間（3 月）には、自殺対策を集中的に展開することを明記 ・国は、都道府県自殺対策計画・区市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・区市町村に対して交付金を交付
平成 29 年	改正「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」閣議決定（7 月） ・自殺総合対策を「生きることの包括的な支援」として推進する ・関連施策との有機的な連携を強化 ・地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する ・社会全体の自殺リスクを低下させる ・子ども・若者、勤務問題による自殺対策を更に推進する ・平成 38 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少

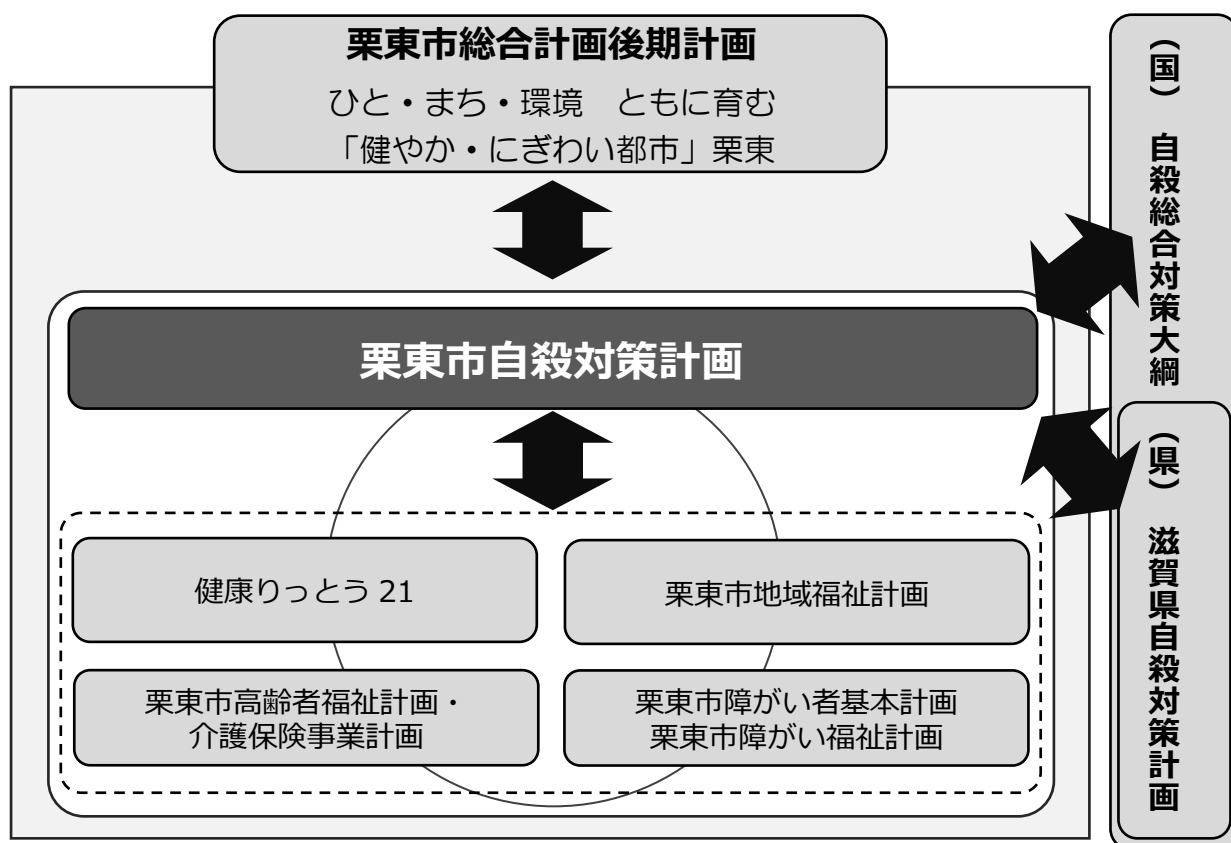
2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」として、自殺対策の方策等を定め、生きることの包括的な支援を実施するために策定する計画です。

(2) 関連する計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「栗東市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「健康りっとう 21」「栗東市地域福祉計画」「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「栗東市障がい者基本計画・栗東市障がい福祉計画」等の関連計画や、国の「自殺総合対策大綱」及び滋賀県の「滋賀県自殺対策計画」と整合を図って策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱も踏まえ、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間を計画期間として設定します。

平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
栗東市自殺対策計画				

第2章 栗東市における自殺の現状

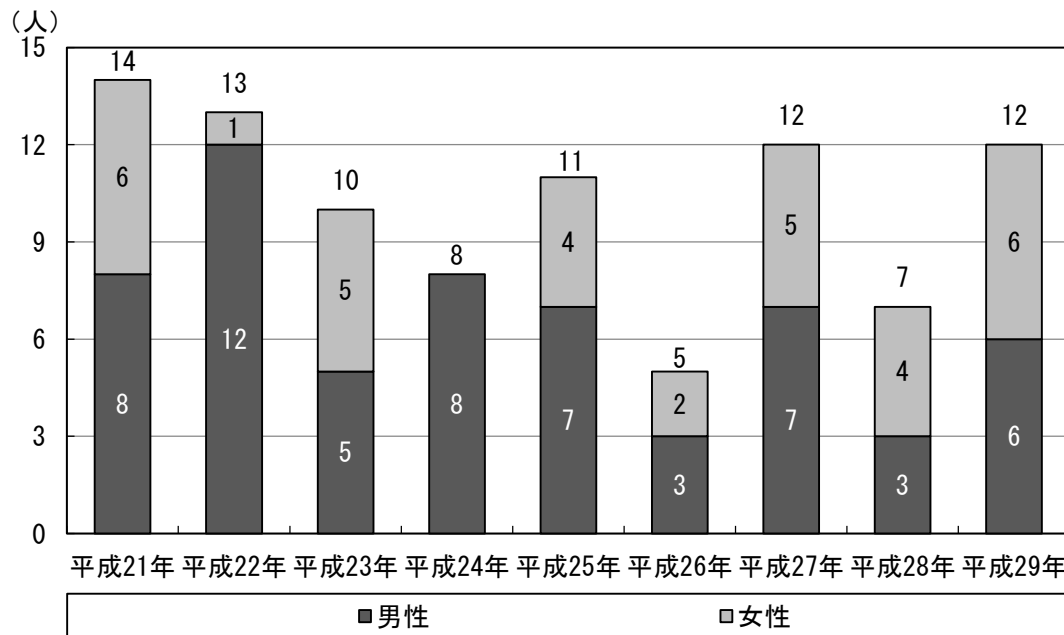
1. 統計からみる栗東市の現状

(1) 自殺者数の推移

自殺者数の推移についてみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成 29 (2017) 年における自殺者数は 12 人となっています。

男女別でみると、男性の割合が多くなっており、やや増加傾向にあります。

■男女別自殺者数の推移

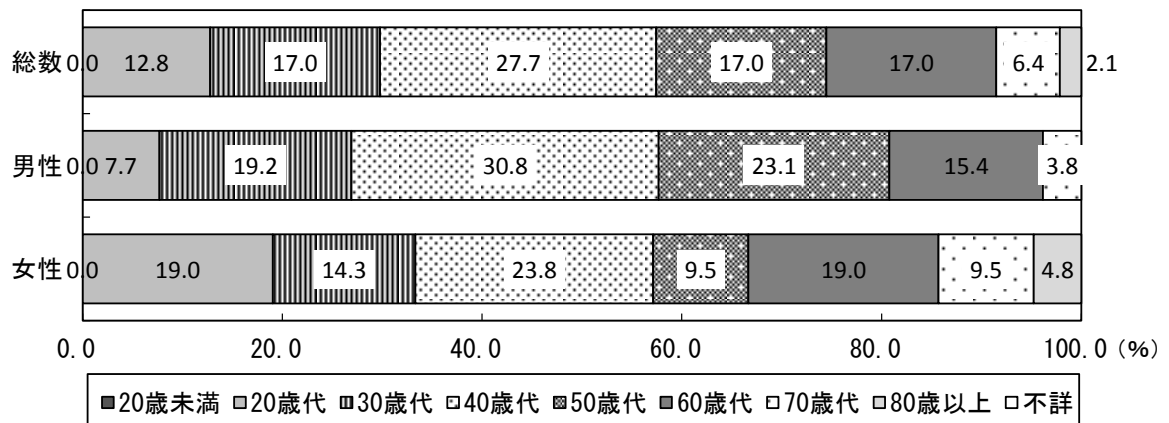


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

平成 21 (2009) 年から平成 29 (2017) 年の間における自殺者の年代別・男女別割合についてみると、いずれにおいても 40 歳代が最も高くなっています。

また、男性では 30～50 歳代の働き盛り世代の割合が高いのに対して、女性では 60 歳以上割合が高くなっています。

■年代別・男女別自殺者の割合 (平成 21～29 年合計)

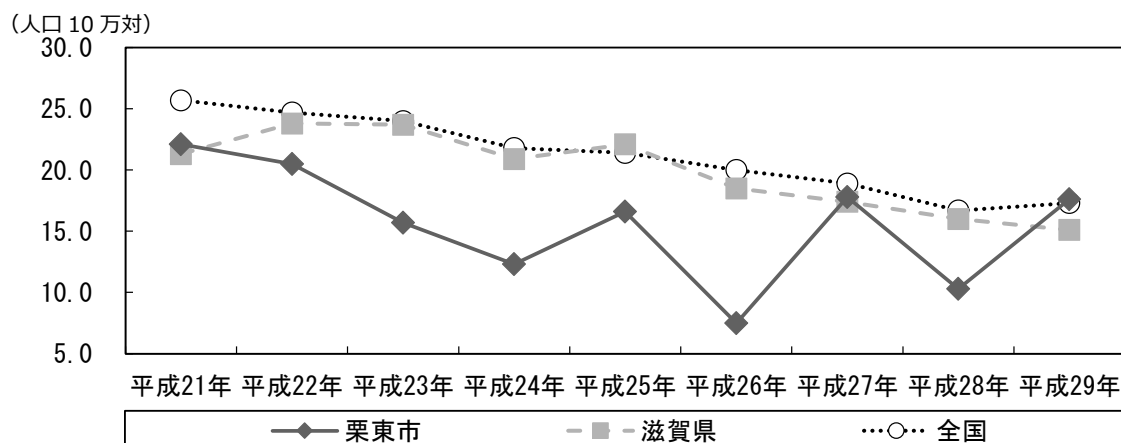


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人あたりの自殺死亡者数である自殺死亡率の推移について、全国及び県と比較すると、概ね全国・県よりも低い水準で推移していますが、平成29（2017）年においては全国・県を上回っています。

■自殺死亡率の推移



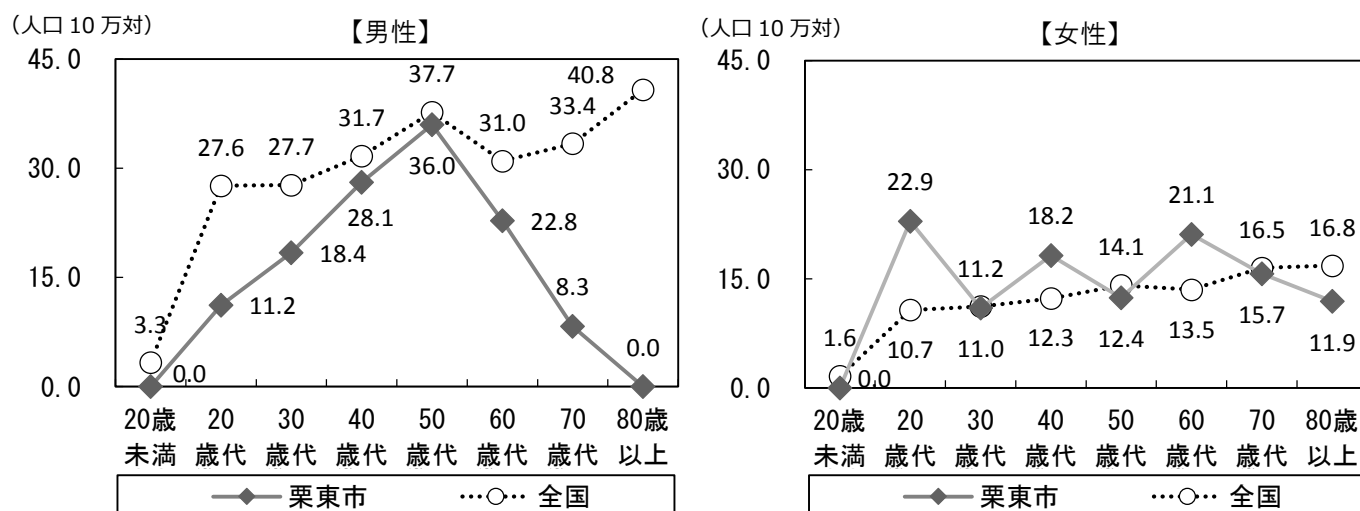
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
栗東市	22.1	20.5	15.7	12.3	16.6	7.5	17.8	10.3	17.6
滋賀県	21.3	23.8	23.7	20.9	22.1	18.5	17.4	16.0	15.1
全国	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9	16.7	17.3

資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(3) 性別・年代別の自殺死亡率

性別・年代別自殺率についてみると、男性においては、全国より低い水準となっているのに対して、女性においては、20歳代及び40歳代、60歳代において全国より高い水準となっています。

■男女別・年代別自殺率（平成25～29年）



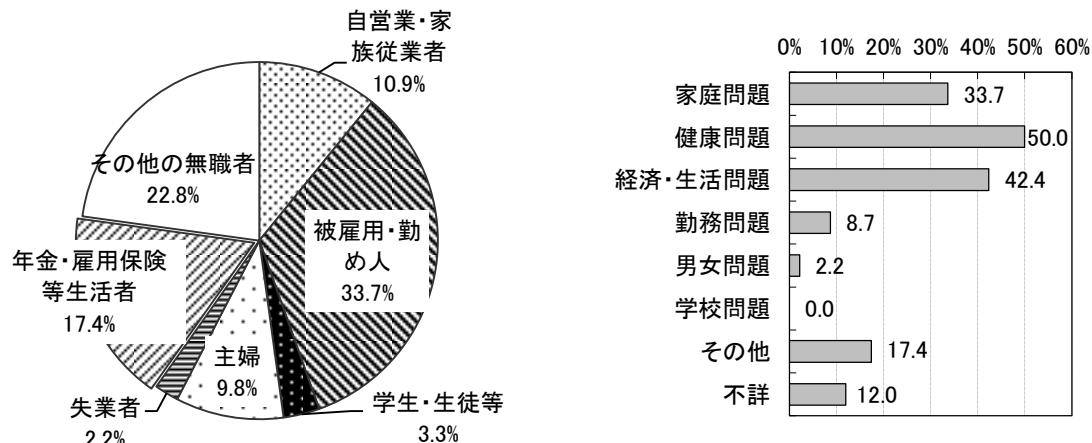
資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

（４）職業別の自殺者の状況、自殺の原因・動機

職業別の自殺者の割合についてみると、「被雇用・勤め人」の割合が最も高く、次いで「年金・雇用保険等生活者」「自営業・家族従業者」となっています。

自殺の原因・動機についてみると、「健康問題」が最も高く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」となっています。

■職業別自殺者数の割合（平成 21～29 年） ■自殺の原因・動機別自殺者の割合（平成 21～29 年）



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

（５）地域の主な自殺の特徴

主な自殺の特徴についてみると、仕事や健康関係の悩みから身体疾患、うつ状態となり自殺につながるケースが多くなっています。

上位 5 区分	自殺者数 5 年計 (人)	割合 (%)	自殺率 (10 万対)	背景にある主な自殺 の危機経路
1 位:男性 40～59 歳有職同居	7	16.3	18.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:男性 60 歳以上無職独居	5	11.6	218.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位:女性 40～59 歳無職同居	5	11.6	20.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4 位:女性 60 歳以上無職同居	4	9.3	13.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位:男性 20～39 歳有職同居	4	9.3	12.3	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

第3章 計画の基本的な考え方

1. 栗東市の自殺対策が目指す姿（基本理念）

計画の基本理念を検討し、記載します

【案①：国と同様の方向性】

「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指します

計画の副題	～誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して～
計画名称との併記例	栗東市 つながりでいのちを守る計画 ～誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して～

【案②：栗東市総合計画、栗東市地域福祉計画の一部※を抜粋したもの】

「人と人がつながり支えあう、安全・安心のまち」を目指します

計画の副題	～人と人がつながり支えあう、安全・安心のまちを目指して～
計画名称との併記例	栗東市 つながりでいのちを守る計画 ～人と人がつながり支えあう、安全・安心のまちを目指して～

※第五次栗東市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本目標の1つ「安全・安心のまち」
第3期栗東市地域福祉計画の基本理念「人と人がつながる共生のまちづくり」

【案③：上記及び国の計画策定の手引きを勘案したもの】

「誰も自殺に追い込まれることのない、安全・安心のまち」 を目指します

計画の副題	～誰も自殺に追い込まれることのない、安全・安心のまちをめざして～
計画名称との併記例	栗東市 つながりでいのちを守る計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない、安全・安心のまちをめざして～

2. 計画の数値目標

国は自殺対策について、平成 29（2017）年から平成 38（2026）年までの 10 年間で、自殺死亡率を平成 27（2015）年の 18.5 と比べて 30%以上減少させるという考え方のもと、「平成 38（2026）年までに、自殺死亡率を 13.0 以下まで減少させる」ことを目標にしています。

また、県においては、平成 27（2015）年の自殺死亡率を 15%以上減少させるという考え方のもと、「平成 34（2022）年までに、自殺死亡率を 14.8 以下となること」を目標にしています。

■栗東市の数値目標（案）について

【案①】	平成 35（2023）年までに自殺死亡率を <u>13.9 以下</u> まで減少させる。
考え方	【国の自殺死亡率の減少率に着目した目標】 平成 31 年から 35 年までの 5 年間で、自殺死亡率を平成 27 年（17.8）と比べて 22%以上減少させる。
計算根拠	0.3=国の平成 38 年目標の自殺死亡率の減少率 17.8=栗東市の平成 27 年の自殺死亡率 $0.3 \div 11 \text{ 年（平成 28～38）} \times 8 \text{ 年（平成 28～35）} \div 0.22$ $17.8 \times 0.78 \div 13.9$
【案②】	平成 35（2023）年の自殺死亡率を <u>15.1 以下</u> とする。
考え方	【滋賀県に準じた目標】 平成 27 年の自殺死亡率をもとに、15%以上削減するという方向で、平成 35（2023）年の目標値を設定する。
計算根拠	17.8=栗東市の平成 27 年の自殺死亡率 $17.8 \times 0.85 = 15.1$
【案③】	平成 31（2019）年から平成 35（2023）年までの平均自殺死亡率を <u>13.3 以下</u> まで減少させる。
考え方	【栗東市の自殺死亡率の実情を考慮した目標】 平成 25 年から 29 年までの平均自殺死亡率をもとに、国の目標値（平成 38 年の自殺死亡率 13.0 以下）に見合うよう、平成 31 年から 35 年までの平均自殺死亡率を設定する。
計算根拠	14.0=栗東市の平成 25 年から平成 29 年までの平均自殺死亡率 13.0=国の平成 38 年目標自殺死亡率 $(14.0 - 13.0) \div 9 \text{ 年（平成 30～38 年）} \times 6 \text{ 年（平成 30～35 年）} \div 0.67$ $14.0 - 0.67 = 13.3$

2. 計画の基本施策

本計画では、基本理念の実現を目指して、国の自殺総合対策大綱における5つの基本施策を柱に、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりに向けた施策を総合的かつ計画的に実施します。

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化**
- 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成**
- 基本施策3 住民への啓発と周知**
- 基本施策4 生きることの促進要因への支援**
- 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

施策体系

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 居住支援の充実

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

施策体系

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

- (1) さまざまな職種を対象とする研修
- (2) 学校教育・社会教育に関わる人への研修

基本施策3 住民への啓発と周知

施策体系

基本施策3 住民への啓発と周知

- (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- (2) 市民向け講演会・イベント等の開催
- (3) メディアを活用した啓発

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

施策体系

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

- (1) 多様な居場所づくり
- (2) 専門職等の積極的な介入による支援

基本目標 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

施策体系

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

- (1) SOS の出し方に関する教育の実施
- (2) SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

3. 計画の重点施策

重点施策1 勤務・経営

施策体系

重点施策1 勤務・経営
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
(2) 過労自殺を含む過労死等の防止について
(3) 長時間労働の是正
(4) ハラスメント対策防止

重点施策2 高齢者

施策体系

重点施策2 高齢者
(1) 包括的な支援のための連携の推進
(2) 地域における要介護者に対する支援
(3) 高齢者の健康不安に対する支援
(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

重点施策3 生活困窮者

施策体系

重点施策3 生活困窮者
(1) 相談支援、人材育成の推進
(2) 居場所づくりや生活支援の充実
(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

重点施策4 無職者・失業者

施策体系

重点施策3 生活困窮者
(1) 相談支援、人材育成の推進
(2) 居場所づくりや生活支援の充実
(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

第 4 章 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

(2) 計画の進捗状況の管理・評価

資料編

- (1) 栗東市自殺対策計画策定委員会設置要綱
- (2) 栗東市自殺対策計画策定委員会委員名簿
- (3) 計画策定経過